

## おおつ障害者プラン策定支援業務仕様書

### 1 委託業務の名称

おおつ障害者プラン策定支援業務

### 2 業務の概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項の規定に基づく「大津市障害福祉計画（第8期計画）」（令和9年度から11年度の3年間の計画期間）、並びに児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「大津市障害児福祉計画（第4期計画）」（同3年間の計画期間）を策定するにあたり、大津市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会、大津市障害者自立支援協議会策定部会等の協議内容、各種統計・調査資料等を、その専門的スキルを駆使して収集及び分析し、当該計画の策定支援業務を行うことを目的とする。

### 3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 4 準拠法令等

本業務は、本仕様書によるほか、障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法等の関係法令及び国、県の指針に基づくものとする。

### 5 委託業務の内容

#### (1) 現状把握、施策の検討、サービス量の算出、分析及び内容の検討

現計画の評価と分析、当事者へのニーズ調査結果、サービス事業所等への実態調査結果、障害者関係団体へのヒアリング調査結果、その他本市が実施した当事者向け実態調査結果、給付実績等、及び国、県の指針を踏まえ、計画期間における施策を体系的にまとめると共に、サービス見込量の検討及び分析を行い、事業計画及びその実施、サービス見込量の確保に向けた方策を検討する。

なお、必要なサービス量の算出に当たっては、本市における障害種別や障害の程度毎での充足状況、市域での社会資源の偏在状況等を考慮する。

#### (2) アンケートによる当事者へのニーズ調査

前回使用した調査票等をもとに、委託者と協議の上、今後の支援方針の指標となるような調査項目等の検討、結果の集計・分析、報告書の作成を行い、事業計画等に反映させる。

ア 対象者：障害者手帳を所持する市民2,500人

(内訳：障害者2,000人・障害児500人)

イ 調査種類：抽出調査による。回答は無記名式。（受託者が用意した宛名ラベルに委託者が宛名を印字し、受託者に提供する。）

ウ 調査方法：配布は郵送方式、回答は郵送・インターネット方式

- ・調査票（障害者用・障害児用の２種類、A４判／１８ページ程度（案内文を含む）／カラー用紙に１色刷り、５００部）・発送用封筒（角２サイズ／片面１色刷り／２、５００部）・返信用封筒（長３サイズ／片面１色刷り／２、５００部）の印刷は受託者が行う。
- ・宛名ラベル（メーカー：H I S A G O、品番E L M 0 1 7、１２面インチ改行・ラベルサイズ８３．８×４２．３mm、又は同仕様の同等品）は、必要数を受託者が委託者に提供する。
- ・宛名ラベル貼付と封入封緘、発送作業については受託者が行う。
- ・アンケートの発送・回収に係る郵送費は受託者が負担する。（参考：前回郵送回答件数１、１４１通、インターネット回答件数２７４件（いずれも障害者・障害児の合計））
- ・調査票の返信は委託者（天津市障害福祉課）宛てとし、回収された調査票は、天津市役所（本館１階障害福祉課）において、受託者へ受渡しを行うこととするが、受渡し方法の変更（委託者から受託者へ郵送する等）については、両者の協議が整えば可能とする。

### （３）障害福祉サービス事業所等への実態調査

前回使用した調査票等をもとに、委託者と協議の上、今後の支援方針の指標となるような調査項目等の検討、結果の集計・分析、報告書の作成を行い、事業計画等に反映させる。

ア 対象事業所数：約**１８０**法人（事業所数は約**４８０**事業所）を想定

イ 調査種類：対象法人全件調査。（受託者が用意した宛名ラベルに委託者が宛名を印字し、受託者に提供する。）

ウ 調査方法：配布は郵送方式、回答は郵送・インターネット方式（※）

- ・調査票（A４判／１０ページ程度（案内文を含む）／カラー用紙に１色刷り約**１８０**部）・発送用封筒（角２サイズ／片面１色刷り／約**１８０**部）・返信用封筒（長３サイズ／片面１色刷り／約**１８０**部）の印刷は受託者が行う。
- ・宛名ラベル（メーカー：H I S A G O、品番E L M 0 1 7、１２面インチ改行・ラベルサイズ８３．８×４２．３mm、又は同仕様の同等品）は、必要数を受託者が委託者に提供する。
- ・宛名ラベル貼付と封入封緘、発送作業については受託者が行う。
- ・アンケートの発送・回収に係る郵送費は受託者が負担する。（参考：前回郵送回答件数９７通、インターネット回答件数４２件）
- ・調査票の返信は委託者（天津市障害福祉課）宛てとし、回収された調査票は、大津

市役所（本館1階障害福祉課）において、受託者へ受渡しを行うこととするが、受渡し方法の変更（委託者から受託者へ郵送する等）については、両者の協議が整えば可能とする。

※なお、委託者より対象法人のメールアドレスを提供し、受託者側のメールより調査票等を送信し、受託者側がメールにて回収する方法によることも可能とする。

#### （4）障害者関係団体へのヒアリング調査

前回使用したヒアリング調査票等をもとに、委託者と協議の上、今後の支援方針の指標となるような調査項目等の検討、結果の集計・分析、及び市が実施するヒアリングに同行し、報告書の作成を行い、事業計画等に反映させる。

ア 対象団体数：約10団体を想定

イ 調査種類：市が指定する団体への調査。（受託者が用意した宛名ラベルに委託者が宛名を印字し、受託者に提供する。）

ウ 調査方法：ヒアリング調査票を配布・回答（郵送）した後、対面にてヒアリングを実施

- ・調査票（A4判／10ページ程度（案内文を含む）／カラー用紙に1色刷約10部）・発送用封筒（角2サイズ／片面1色刷り／約10部）・返信用封筒（長3サイズ／片面1色刷り／約10部）の印刷は受託者が行う。
- ・宛名ラベル（メーカー：HISAGO、品番ELM017、12面インチ改行・ラベルサイズ83.8×42.3mm、又は同仕様の同等品）は必要数を受託者が委託者に提供する。
- ・宛名ラベル貼付と封入封緘、発送作業については受託者が行う。
- ・アンケートの発送・回収に係る郵送費は受託者が負担する。
- ・ヒアリング調査票の返信は委託者（天津市障害福祉課）宛てとし、回収された調査票は、天津市役所（本館1階障害福祉課）において、受託者へ受渡しを行うこととするが、受渡し方法の変更（委託者から受託者へ郵送する等）については、両者の協議が整えば可能とする。
- ・ヒアリングの日程及び場所の調整は委託者が行い、受託者はヒアリングに同行し、ヒアリング内容の記録・集計を行う。

#### （5）会議等への支援

計画策定に係る各種会議への出席と資料の作成、提案、会議録の作成。予定している会議は次のとおり。

なお、会議出席の機会を利用して、月に1回程度委託者との協議を行い、協議録を作成する。

- ① 天津市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会（5回程度）
- ② 天津市障害者自立支援協議会（策定部会を含む。）（9回程度以内）
- ③ その他資料作成が必要と思われる会議

※なお、委託者と協議の上、その回の議題内容によってはオンラインでの参加も可能とする。その場合、①については、会場で使用するタブレット及びWiFi環境を受託者で用意する。

(6) 計画素案の作成

上記(1)～(5)及び国、県の指針を踏まえ、委託者からの指示、委託者との協議により作成する。

(7) パブリックコメントの整理・集約等の支援

計画素案についてのパブリックコメントを実施するにあたり、寄せられた意見の整理・集約等必要な支援を行う。

(8) 計画書の作成

上記(1)～(7)の作業過程をもとに計画書を作成する。

(9) 計画書概要版の作成

上記(8)で作成した計画書に基づき、計画書概要版を作成する。

6 成果物の提出

成果物は次のとおりとする。

(1) 調査集計結果に係る電子データ一式（エクセル又はCSVファイル）

(2) 調査報告書50部

(3) 調査報告書の電子データ一式

(4) 計画書【本編】（A4判縦・表紙フルカラー刷、本編1色刷・100頁程度・200部）

※紙質等は現計画書を参照し、同品質のものとする。

(5) 計画書【概要版】（A4判縦・フルカラー刷・20頁程度・1,500部）

※紙質等は現計画書を参照し、同品質のものとする。

※音声コード（Uni-Voice）を活用し、スマートフォン等の活字文書読み上げアプリにより、音声で内容を読み上げることができるものとする。

(6) 計画書【本編】【概要版】の電子データを保存した電子媒体（データ形式等は協議の上決定）

7 納期及び納品場所

成果物の納期は、令和9年3月31日（水）までとする。納品場所は、大津市健康福祉部障害福祉課とする。

8 その他の事項

(1) 本業務の履行にあたっては、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画及び策定に関する国の指針並びに法制度等を熟知し、調査・計画策定の実績を有する者1名以

上を確保する。

- (2) 受託者は、本業務にあたっては、大津市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。又、本業務の遂行に用いた資料及び成果物等を本市の許可なく他に公表し、若しくは貸与してはならない。
- (3) 受託者は、本市と密接に連絡を取りながら作業スケジュールに合わせて円滑かつ柔軟に本業務を遂行するものとし、本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、本市と受託者が協議の上、詳細を決定するものとする。